

質問及び回答

No.	質問	回答
1	募集要項のP 3-5(2)建物の①について、「建物、その他の工作物、樹木や植栽」の一覧をお示しいただきたい。 また、不要物の市負担による撤去は可能か、お示しいただきたい。	「その他の工作物、樹木や植栽」は、募集要項の「別冊1」中、P3「配置図」に記載されている内容を主とした、広田保育所の土地に定着した工作物と樹木や植栽物を指しています。 申し訳ございませんが、一覧としては管理しておりません。 なお、建物等については現状有姿のまま引き渡すこととしており、不要物の撤去は、譲渡契約締結後に、運営法人の負担により撤去いただくことになります。
2	募集要項のP 3-5(2)建物の②について、現状有姿のまま引き渡すとあるが、事前に修繕や補修を行う予定はあるのか。	令和7年3月に、調理室の給湯管敷設替え工事を予定しています。 また、令和7年度には、園庭にある築山の修繕を検討しています。
3	募集要項のP 3-5(2)建物について、現状において幼保連携型認定こども園の要件を満たしているのか。 満たしていない場合、どのような要件を満たしていないのか、お示しいただきたい。	現状の施設設備においても、現在と同程度の定員規模であれば、保育室や屋外遊戯場の面積等については、幼保連携型認定こども園の基準に合致するものと考えております。 しかし、募集要項に記載している想定定員を実現するためには、3歳以上児の定員が各年齢30人を超過するため、保育室の増室に係る施設整備が必要になると認識しております。
4	募集要項のP 3-5(2)建物の⑤の「子育て支援に資する事業」について、児童発達支援事業や放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス事業の実施は可能と理解してよろしいか。	本公募は、あくまで幼保連携型認定こども園の運営法人を募集するものであるため、子育て支援に資する他の事業を実施する場合は、本公募の内容（移管予定からの開所等を含む）を満たした上で、運営法人独自の取組として実施していただくことになります。 なお、その際には、地域における当該事業のニーズ（要否）や、事業所指定等の可否等に加え、市街化調整区域での新規事業の実施等について、別途関係機関と協議を踏まえ、実施の可否を判断する必要があります。（事業実施を排除するものではありません。）

No.	質問	回答
5	募集要項のP 3-5 (3)建物の増築等の実施について、増築に対する国庫補助金と市の独自補助金について詳細をお示しいただきたい。	国の「就学前教育・保育施設整備交付金」は、「同交付金交付要綱（別添資料1）」に基づき実施される交付金です。 【整備区分】 交付対象となる整備区分のうち、保育室の増室を対象とした整備は、「増築」、「増改築」、「大規模修繕等」等が該当になるものと思われます。 【交付対象】 交付対象は、原則、建物の整備に係る諸費用であり、園庭や外構等の整備に係る経費は交付対象外となります。（一部例外あり。） 【交付基準額】 「増築」及び「増改築」については、整備後の定員に基づく交付基準額（国の交付上限額）が定められており、「教育部分」「保育部分」それぞれに分けて、交付基準額を算出することになります。 「大規模修繕等」については、公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）及び民間工事請負業者（2社）の見積りのうち、最も低い価格を基に、子ども家庭庁長官が必要と認めた額が基準となります。 なお、「増築」及び「増改築」の交付基準額については、整備内容が定員全員に係る内容ではない（一部の増築、増改築）場合、係る定員で按分する必要があります。 【交付額の算出方法】 上記により算出した国の交付基準額と「対象経費の実支出額に国の負担割合（原則 1/2）を乗じた額」を比較して、少ない方の額が国の交付額となります。 その国の交付額に、市の負担割合（原則 1/4）を乗じた額の合計が、募集要項のP 3-5 (3)④でお示した 3/4 の補助金に該当します。 また、本来、上記の補助金を除いた経費が、事業者の負担となりますが、国の交付額を基に算出した事業者負担分（1/4）については、市が独自に補助を行うことを予定しています。（募集要項のP 3-5 (3)⑤） 【その他留意事項】 - 整備区分、補助対象・対象外の別、補助金交付額等は、国との協議により決定されます。 - その他詳細は、国の交付要綱をご確認願います。

No.	質問	回答
6	募集要項のP 3-5(3)建物の増築等の実施④について、補助金の交付は、定員増の部分のみか。 必要な修繕等の改修工事は対象となるのか。	保育室の増室に係る工事と一体的に、施設の内部改修等を行うのであれば、園舎にかかる一連の建築工事として補助の対象とすることは可能であると考えております。 なお、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用するため、補助対象経費に係る最終的な判断は、国が行うことになります。
7	募集要項のP 6-6(16)⑦その他の条件について、整備等懇談会の意見に対する改修工事は、補助対象という理解でよろしいか。（送迎時の安全確保に向けたスペース、駐車スペースや園庭スペース）	国の就学前教育・保育施設整備交付金は、施設整備を対象とする交付金であることから、原則として建物以外の工事（外構工事等）は、交付対象外になります。 しかし、外構工事のうち、防犯対策の強化に係る整備や、様々な体験活動の場として屋外環境を整備する場合の経費について、一部を補助対象とできる場合もあるため、整備等を行う場合は国と協議することになります。 なお、市独自の補助については、国の就学前教育・保育施設整備交付金の交付対象となった場合に、国の交付額を基に算出した事業者負担分（1/4）について補助を行うものであるため、あくまで国の交付金の対象となる工事に充てられるものです。
8	募集要項のP 3-5(3)建物の増築等の実施について、令和8年度は現施設をそのまま活用した幼保連携型認定こども園として受入れ、令和9年度以降に施設の増築等を行うことは可能か。またその場合、④に記載の交付は受けられるのか。	河東地区唯一の教育・保育施設として、地域の教育・保育ニーズに対応するため、保育室の整備は、令和8年度から速やかに実施していただく必要があります。 また、募集要項に記載する整備補助は、定員の拡大に向けた保育室の増室を主たる目的としているため、令和9年度以降に時期をずらして、又は保育室の増室とは別の理由で、整備を行う場合は、別途その必要性を精査し、整備補助の可否を判断することになります。（④は通常補助の範囲なので、交付対象として検討は可能ですが、⑤の独自補助は対象外となります。）
9	募集要項のP 3-5(3)建物の増築等の実施について、令和8年度は現施設をそのまま活用した保育所として運営移管を受け、令和9年度に幼保連携型認定こども園へ移行することは可能か。	募集要項中「6 移管後の運営条件」にあるとおり、移管予定日（令和8年4月1日）までに幼保連携型認定こども園として、認可を受ける必要があります。
10	募集要項のP 3-6 移管後の運営条件に記載されている以外で、引継ぎについて条件はあるのか。 また、引継ぎに係る費用についてお示しいただきたい。	特別な条件はありませんが、民営化による施設環境や運営方針の変化により、利用児童の負担が大きくなるよう、十分配慮いただきたいと思います。 なお、令和7年度には、引継ぎに要する人件費に係る運営候補者への補助の実施を予定しております。

No.	質問	回答
11	募集要項のP 5-6(11)保護者説明について、現在の広田保育園および河東第三幼稚園の保護者負担内容をお示しいただきたい。	以下の通りです。なお、金額は概算になります。 【広田保育所】 ①副食費：月 4,500 円 ②延長保育料：月額 2,500 円または 1 時間 300 円 ③教材費 0 歳児：2,000 円 1 歳児：2,500 円 2 歳児：3,000 円 3 歳児：4,000 円 4 歳児：3,000 円 5 歳児： 3,000 円 ④絵本代 0 歳児：4,000 円 1 歳児～5 歳児： 6,000 円 ⑤行事实費 3 歳児：3,000 円 4 歳児：4,000 円 5 歳児： 15,000 円 ⑥保護者会費 年間 8,400 円 【河東第三幼稚園】 ①給食費：月 4,500 円程度 ②預かり保育料：「別添資料 2」のとおり ③制服・スモック・制帽：合計 8,500 円 ④保育用教材費：年間 1 万円 ⑤行事用教材費：年間 8,000 円 ⑥保護者会費：年間 7,000 円 ⑦アルバム代：年間 8,000 円

No.	質問	回答
12	選定委員会 はどのような 構成か。	以下、各 1 名の計 6 名で構成されています。 ①乳幼児の教育・保育に関し知識経験を有する学識経験者 ②乳幼児の教育・保育に関し知識経験を有する行政関係者 ③広田保育所を利用する児童の保護者 ④河東第三幼稚園を利用する児童の保護者 ⑤河東町に住所を有する市民 ⑥市健康福祉部長
13	施設設備関 係書類を提 供いただき たい。	参考まで、園舎建設当時の「空調機器リスト」及び「衛生器具表」は「別添資料 3」のとおりです。 また、主な設備の状況は以下の通りです。 【冷暖房設備】 各保育室、遊戯室、事務室に設置されており、平成 26 年度、平成 30 年度及び令和 3 年度にそれぞれ改修工事（一部新規設置）を実施しています。 【暖房設備】 ・床暖房：各保育室、遊戯室、事務室に設置されていますが、故障により一部機能しないところがあります。 ・蓄熱式暖房：ほふく室及び午睡室に設置されています。2 歳児午睡室の暖房が故障しています。 【給湯設備】 ・ガス湯沸し器：幼児用トイレ（2 か所）、給湯室及び洗濯室に設置されています。 ・手洗い用温水設備：令和 3 年度及び令和 4 年度に、ほふく室及び 2 歳児から 5 歳児の各保育室に手洗い用温水設備を設置しました。 【電気融雪設備】 屋根上に電気融雪設備が設置されています。 【幼児用トイレ（大便器）】 和式トイレは、洋式トイレに改修されています。

No.	質問	回答																		
14	園庭の大きさをお示し いただきたい。	届出上の面積は、2413.25㎡です。																		
15	除雪や屋根の雪下ろし の費用とその回数をお示 しいただきたい。	近年の除雪の実績は以下のとおりです。 なお、本施設は屋根上に電気融雪設備が設置されているため、雪下ろしは実施しておりません。 【除雪に係る費用（委託料）実績】 <table> <tr> <th>年度</th><th>委託料</th><th>実働時間</th></tr> <tr> <td>R3 年度</td><td>369,490 円</td><td>26 時間 30 分</td></tr> <tr> <td>R4 年度</td><td>135,265 円</td><td>9 時間 15 分</td></tr> <tr> <td>R5 年度</td><td>61,831 円</td><td>4 時間 05 分</td></tr> </table>	年度	委託料	実働時間	R3 年度	369,490 円	26 時間 30 分	R4 年度	135,265 円	9 時間 15 分	R5 年度	61,831 円	4 時間 05 分						
年度	委託料	実働時間																		
R3 年度	369,490 円	26 時間 30 分																		
R4 年度	135,265 円	9 時間 15 分																		
R5 年度	61,831 円	4 時間 05 分																		
16	現在のバス送迎の状況 （送迎時間、ルート等） をお示しいただきたい。	別途情報提供させていただきます。 ※不特定多数に公表すべき情報ではないため、情報提供を希望される法人様は、別途お問い合わせ 願います。																		
17	施設長要件、主任要件 をお示しいただきたい。	市として、特別な要件は設けておりませんが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律」第 14 条（職員）の規定や、同法施行規則第 12 条及び同第 13 条（幼保連携 型認定こども園の園長の資格）の規定をはじめ、「福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準を定める条例」等、関連する法令や基準等を遵守し、適切に配置していただく必要があり ます。																		
18	設備運用における、実 施している設備等の法 定、自主点検状況及び費 用についてお示しいた だきたい。	令和 5 年度の点検等の実施状況は以下のとおりです。 <table> <tr> <th>内容</th><th>費用</th><th>点検区分</th></tr> <tr> <td>自家用電気工作物保安全管理</td><td>184,800 円</td><td>法定</td></tr> <tr> <td>消防用設備保守点検</td><td>72,600 円</td><td>法定</td></tr> <tr> <td>冷房設備保守点検</td><td>103,400 円</td><td>法定</td></tr> <tr> <td>遊具安全点検</td><td>37,400 円</td><td>法定</td></tr> <tr> <td>床暖房設備保守点検</td><td>81,400 円</td><td>自主</td></tr> </table>	内容	費用	点検区分	自家用電気工作物保安全管理	184,800 円	法定	消防用設備保守点検	72,600 円	法定	冷房設備保守点検	103,400 円	法定	遊具安全点検	37,400 円	法定	床暖房設備保守点検	81,400 円	自主
内容	費用	点検区分																		
自家用電気工作物保安全管理	184,800 円	法定																		
消防用設備保守点検	72,600 円	法定																		
冷房設備保守点検	103,400 円	法定																		
遊具安全点検	37,400 円	法定																		
床暖房設備保守点検	81,400 円	自主																		

No.	質問	回答
19	保護者要望の有無をお示しいただきたい。	新たな幼保連携型認定こども園の整備・運営に対する要望は、広田保育所及び河東第三幼稚園の利用児童の保護者も参加している「河東地区幼保連携型認定こども園整備等懇談会」の意見等を募集要項に掲載しておりますので、ご確認ください。 なお、運営候補者が決定した際には、改めまして保護者の方々との意見交換の場を設定する予定です。
20	現在使用する保育システムをお示しいただきたい。 また、そのシステムを別のものに変更する事は可能か。	保護者への連絡やおたより等の配信、登降園管理、利用児童に係る日誌の記録等に、株式会社コドモンの業務支援システムを活用しています。 民営化後に使用するシステムに条件はありませんが、保護者も利用する必要がある場合には、システム変更に対する十分な説明をお願いします。

(注) 建物の譲渡や、各種補助事業等の実施については、会津若松市議会の議決を要します。